開発行為事前協議に関する誓約書

仙台市下水道管理者

仙台市長　○○　○○　様

　誓約

仙台市開発指導要綱第8条及び都市計画法第32条の事前協議において，開発　工事完了後に帰属を希望する下水道施設のうち，仙台市が所管する用地以外に　埋設する箇所については，下記内容の区分地上権設定登記を行うこと及び地上権登記が完了するまで当該地に関する土地の権利部登記を行わないことに同意し，手続きに協力することを誓約します。

記

存続期間：設定契約から下水道施設存続中

地代：無償

特約

1. 土地の所有者は，土地に建物及びその他の工作物を築造，改築または増築する場合は，あらかじめ，設計及び工法等について仙台市と協議し，書面による同意を得るものとする。
2. 下水道施設に加わる建物その他の工作物の荷重は，区分地上権設定範囲上面において1平方メートルにつき，2トン未満とする。
3. 仙台市が行う下水道施設の維持管理及び施設の築造，増改築工事を行う場合は，当該土地に立ち入ることができるものとする。
4. 土地の所有者は，下水道施設に障害となる建物その他の工作物の設置及び掘削等の土地の形質変更を行わないものとする。
5. 仙台市は下水道施設の維持管理及び施設の築造，増改築工事のために土地の掘削を行うことができるものとする。この場合において，路面復旧に関しては，土地の所有者に負担をかけないものとする。
6. 当該土地の下水道施設に起因するもの以外の地表面等の補修は土地の所有者が行うものとする。

以上

開発区域に含まれる地域の名称：仙台市○　○区○○　丁目　　　番

令和　　年　　月　　日

事前協議願出人

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　土地所有者

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印